

# CONTENTS

I Farewell 民事訴訟法の授業あれこれ 退職に際してのご挨拶	佐上 渡辺	善和 惺之	2 4
■ Presentation カナダでの研究報告を終えて 日本犯罪社会学会第 38 回大会 開催報告 少年司法における被害者「参加」の理論的問題点 日本成年後見法学会第 8 回学術大会 開催報告 民科法律部会 2011 年度学術総会の開催 私法教育における理念と課題──ミニ・シンポジウムでの報告を終えて 学会報告─ストックホルム、2010 年 9 月─	遠森森二松山西山久久宮本田村&	千智智周克 ぐ は江江平美希み	7 9 11 13 15 17
Ⅲ My Book 『現代における人権と平和の法的探求』刊行によせて 自著を語る『東アジアの国家暴力と人権・平和』	市川徐	正人勝	21 23
IV Media Coverage 法学部定例研究会			25
V New Book 新刊図書			26

退職記念

Farewell

# 民事訴訟法の授業あれこれ

佐上 善和 SAGAMI Yoshikazu

### 〈眠素法なのか〉

法学部の授業の中で、民事訴訟法は不人気 科目の1つとされてきた。眠素法と揶揄され てきた。たしかに法律の条文にそって講義す ると、最初に管轄が登場する。普通裁判籍、 特別裁判籍、土地管轄、職分管轄等々・・。 盛り上がりも何もない。いきなり眠くなるの は仕方がない。体系書でも兼子一『民事訴訟 法体系』は、実に表現が簡潔で、淡々と説明 が続く。読み続ける気力がなえてくる。しか し、私が学部時代に受けた民事訴訟法の授業 は、決して眠くはなかった。井上正三教授は、 ほとんど学術論文を読み解くように、訴訟物 論を軸に、民事訴訟の目的、既判力に関する 高度な内容を縦横に講義して、学生を目覚め させた。本来よい講義だと、民事訴訟法は人 を眠くさせないのである。

### 〈講義に臨む姿勢と教科書〉

私が民事訴訟法の教員になったときから、定年退職を迎えるこれまでの間に、授業に対する姿勢は大きく変化してきた。最初は、学生の理解度を考慮するよりも、これだけのことを知るべきだといった思い込みで、ある意味では一方的に授業していた。若気の至りである。初めての外国留学で、チュービンゲン大学のフリッツ・バウア教授の講義に接したとき、いかに分かりやすく説明するか、講義の順序、説明資料の作成などに心を砕く必要があることを教えられた(後に教科書を執等した際にも、同教授のテキストのスタイルから多くの示唆を受けた)。1982年頃からは、市販の教科書や体系書の順序にそって講義す



るのではなく、手書きの講義資料を作成し、 1984年頃には当時登場してきたワープロで講 義資料を作成して、学生に配布してきた。

何回かの試行錯誤で、私の考えた順序で民 事訴訟法全体を説明するため、法律文化社よ り『民事訴訟法(NJ叢書)』を刊行すること ができた。このシリーズとして約300頁に収 めなければならない。記述はポイントを絞り、 しかも分かりやすくなければならない。これ に対しては、大村雅彦教授より、教科書とし て配慮が行き届いているとの評価を受けた が、教育用の教科書として書くべきこと、省 略するが何かありそうだと考えさせることな ど、教科書は体系書を書くより難しいと実感 した。同時に、入門または入門的な講義は情 報量が少なくてよいのではなく、ポイントを 理解することによって次のステップに進める 内容を与えるものだと考え始め、講義資料の 作成や講義自体でも常に留意するよう心がけ てきたつもりである。

#### 〈演習〉

しかし、法学部での演習の希望者は、なかなか増えなかった。第2次募集でようやく定員少し手前といった状態が長く続いた。1990年代の中ごろから司法試験受験者が相当数を占めるようになったが、多様な進路を希望する学生に対し、民事訴訟法の演習をどのような力をつけさせるか、自信を持たせるかについては、今でもななかなか自信を持てない。ゼミ出身者は、とちろん多様な進路をとっているが、もも変り種は芥川賞受賞者がいることである。受賞後のインタビューで、民訴法の勉強をしたことの感想であるならうれしい。

### 〈法科大学院の授業〉

法科大学院が発足することになり、民事訴訟法の講義や演習を担当することになった。研究者教員の多くは、法科大学院での授業が楽しいと思ってはいないようである。年賀状の交換の中でも、学会の懇親会等でも、法科大学院の授業に対する不満が聞かれる。たしかに、短い時間で大量の学習を必要とし、修了後に試験を控えている院生に対して学部の講義で時々見られる脱線をすることができないことや、シラバスどおりの授業を実施しなければならない窮屈さはある。とりわけ初年



度は実際にどのレベルで授業し、演習を行うか不安も大きかった。「初めてづくし」であった。未修者に対して2単位でどのようにして講義し、理解させるかは頭の痛い問題である。当初は、150頁程度のレジュメを作成し、毎年改訂を施して最終的には450頁程度の講義資料と150頁程度の裁判例資料を使いながら講義することになった。毎年講義や試験の結果などから、ここが理解しにくい、これが躓きの石といったものが見えてくるので、それに対応してきたものである。授業評価で高いポイントを得られたのは、こうした作業のおかげであろう。

#### 〈民事訴訟法全領域の講義〉

本学の法科大学院では、家事法務Ⅱとして 家事事件の手続法の講義科目がおかれてい る。私の主な研究領域は、非訟事件手続・家 事審判手続法であるから、初めてレクチャー する機会が与えられたことになった。また法



科大学院では、民事執行・民事保全法が必修として配当されていた(カリキュラム改革で展開・先端科目に変更された)し、昨年度からは倒産処理法を担当することになった。この結果、定年退職の直前になって、判決手続、民事執行・保全、倒産処理手続および家事審判を含む家庭裁判所の手続法を講義することになった。民事の手続法のほぼすべての領域の講義を一通りすることができたが、なかなか珍しいのではないかと思う。したくても開講科目がないことが多いし、なによりも準備が大変で、わざわざそんな負担を背負い込みたくないであろうから、続く人は出ないかもしれない。

### 〈最後に、研究のこと〉

最後に研究のことを一言。2011年に非訟事件手続法・家事事件手続法が成立した。時間



を見つけながら、『家事審判法』(信山社)の 改訂と続編の執筆に取り組まなければならない。本書は、法改正の前に、法制審での議論 に影響を与えるためにも、急いで書き上げる という目的があった。それには間に合った。 法改正がなされた今、大学での講義用ではな く、いわゆる「体系書」として理論研究に力 点を置いたものとして、改訂版を頁数を気に せずに書いていきたいと考えている。

(さがみ よしかず・民事訴訟法)

# 退職記念

Farewell

# 退職に際してのご挨拶

# 渡辺 惺之 WATANABE Satoshi

早いものでロー・スクールの創設と同時に 立命館大学のメンバーとなって8年が経ち、 3月末に定年を迎え去ることになりました。 この間、ロー・スクールに属していたため、 衣笠の先生方とは限られた接触となって、お 名前は知りながらお顔を認識できなかったり、 逆にお顔を認識しながらお名前が分からなか ったりという先生方も多く、失礼を重ねたか も知れないという思いが残ります。ニューズ レターから寄稿を求められました。立命館を 去るに際して何か言い残すことはないかという趣旨と思い拙文を寄せさせて頂きます。

先ずは、感謝の一言に尽きます。こんなに



充実した8年間を大学教員としての経歴の最 終章に頂いたことです。ロー・スクールの立

ち上げと同時でしたので、国際関係私法という幅の広い科目、従来の国際私法と国際私法と国際私法に止まらず、輸出入取引に関する法に関する演習を加えた広い頂きを実業を自由にデザインする機会を与えて頂きました。この8年間は、法適用通則法、 ウス国際動産売買法、外国主権免除法、国際裁判管轄改正と、この科目に関係する重要な裁判管轄改正が矢継ぎ早に行われました。それらに関してが表されました。これらに関してを包括して一人で教えるという得がたの機会を与えられました。これらに関して優に経験豊富な教務職員の方々と、よく整備で経験豊富な教務職員の方々と、よくをの教務システムに支えられました。立命館れた教務システムに支えられました。立命館れた教務システムに支えられました。立命館れた教務システムに支えられました。立命館れた教務システムに支えられました。立命館れた教務システムに支えられました。立る場に関いても最も優れていると思います。

教える学生にも恵まれました。自分がデザインした授業を受け司法試験を受験し、合格した院生、不幸にして合格できずに就職した優秀な院生も居ました。その人たちから先生の授業がよかったとお礼を言われる喜びも味わうことができました。ロースクールならではの経験でした。これらの全てはロースクールの執行部の先生方の大変な忙しさと引き替えに与えられた時間でした。この期間、学内行政の仕事に携わることからほとんど解放された状態でした。本当に大学教員としての人生でこんな時間が与えられるとは予想していませんでした。立命館大学は私にとっては感謝という一言以外にありません。

科研費による国際共同研究企画の機会にも 恵まれ、研究面でも本当に充実した年月を経 験させて頂きました。これらに関わっていろ いろな先生方のお世話になり、リサーチオフィスや法学アカデミーの方々に支えて頂きま した。

この大学に長年居られる方には特別なこととは思われていないのかも知れませんが、私には教務支援システムと、リサーチオフィスの支援体制は大変に有難く思いました。

こういう恵まれた時間を頂いた者として、 何か不服をいうことは全くありません。しか し、気づいたことはありますので、これからのますますの発展のお役に立てて頂ければと考え、書き加えさせて頂きます。一つは研究サポート体制です。これからの日本の大学は厳しい競争にさらされると思います。学生が減少する中で教育機関として生き残るための工夫が必要となるでしょう。私は日本のこれまでの法学研究の積み重ねとその成果は、近隣のアジア諸国に大きな資産として利用してまります。自由な民主主義国家として頂ける価値を持っていると、経験を通して実感しております。自由な民主主義国家として、さまざまな国々からの法学研究や関連情報の集積と発信基地としての役割を果たしていける国になっていると思います。そのような日本における法学研究の一つの拠点となること



が、学部・研究科に学生が、留学生が集まってくる最大の要点になると思います。研究力とでもいうべきでしょうか、国際的に評価される研究機関であって初めて優れた学生が集まってきます。それがあって更に優れた成果が上げられます。こういうプラスのスパイラルに乗るためには国際的な共同研究企画が大変に重要になります。

この視点からは国際交流でも、学部学生の 経験学習としての国際交流とは違った、個人 単位の専門研究者を受け入れ、こちらからも 派遣するという国際研究交流業務に経験積ん だスタッフの充実が求められると思います。 国際交流を考える目線の変化を感じ取る必要 があると思いました。

さらに、立命館の先生方、特に執行部に任



ぜられた先生方の忙しさは、他大学の同様の 役職の先生方と比べ大変だと思います。その 中で立派に研究を続けて居られる先生方が多 くいらっしゃいます。このような教育や学内 行政で多くの時間を割かれる研究者の場合、 資料探しとか、研究会の開催準備とか、外国 からの訪問研究者のお世話とかの研究付随業 務を担って下さる専門スタッフは欠かせませ ん。このような研究支援部局が他の大学に比 べて立命館は弱いという印象があります。こ れは一つには研究支援スタッフの処遇による ものと思います。派遣職員やアルバイト的な 雇用で何年もせずに交代を余儀なくされるた め、研究支援業務についての経験の蓄積と継 承ができていません。実はこういう専門スタ ッフこそが研究機関の中核だということを認 識すべきだと思います。

これらの手当をして、国際的な共同研究企画が個々の先生方の負担を軽くし、実施できるようにすれば、必ずや研究力の強化と国際的な発進力の強化が図られると思います。図書館の研究図書館機能が弱いことについては、既に法科大学院の先生方からも声が上がっています。図書館の研究支援機能は私の前任大学と比べても弱いと思いますが、先生方の声を聞き改善されることを期待しています。

これらの改善により立命館の法学研究についての国際的な評価が高まり、優れた国際的な共同研究拠点となり、大学全体がますます 飛躍発展されることを願い、期待しています。 (わたなべ さとし・国際私法、国際民事訴訟法)



学会報告

Presentation

# カナダでの研究報告を終えて

# 遠山 千佳 TOHYAMA Chika

2011年8月5日(金)~7日(日)のカナダ日本語教育振興会(Canadian Association for Japanese Language Education)で研究報告を行う機会をいただいた。海外の日本語教育の拠点は、世界のさまざまな地域にあり、その地域のニーズに根ざした日本語教育が行われている。その中で、カナダ日本語教育振興会の夏の年次大会は、以前から私にとって気になる存在であった。

「日本語教育学」が1つの学問分野として 確立してから歴史はまだ浅い。その内容は一 般に想像されるような単なる語彙や文法の説 明ではなく、社会のさまざまな様相が言語と は切り離せないため、それらを写し取りなが ら変容し、多様化している。グローバル化が 進む現代では、さまざまな理由から、あらゆ るところで日本語教育が必要とされてきてい る。私がカナダ日本語教育振興会(以下 CAJLE) の年次大会のテーマや教師研修、研 究発表等の内容にこれまで魅力を感じていた のは、こういう多様化された日本語教育がバ ランスよく、また常に新鮮なテーマが掲げら れていたからである。また、基調講演や教師 研修の講師の先生方や研究発表をされる方々 が、カナダはもちろんのこと、世界各国から 集まっていることからも、何かオーラのよう なものを感じていた。

とはいえ、私はカナダとは縁もゆかりもない。観光で行ったことさえなく、ましてアカデミックな関わりなどなく、カナダと日本の距離がどれほど離れているかということさえも知らなかった。2011年度のCAJLEの年次大会のテーマは、コミュニケーションのため



の日本語教育文法(「日本語文法」ではなく)であり、基調講演は、私が自分の研究で、必ず引用させていただいている野田尚史先生(大阪府立大学)がなさることも知ってはいたが、指をくわえて「いいなあ」と見ているだけだった。しかし、ひょんなことで、野田先生とつながりのある友人から誘われ、思い切って CAJLE の研究発表に応募することに決め、発表が決まった。発表はもう1人別の友人と共同で行うことになった。

移動に 20 時間以上かけて着いた先は、サスカチュワン州にあるレジャイナ大学の会議用の宿泊施設。1 階の窓から外を見ると、緑の庭を野ウサギやプレーリードッグがピョンピョンはねて遊んでいるのが見え、自然にあふれたカナダ感たっぷりだった。しかし、翌日からは初参加の学会である。様子のわからないところで発表まですることになっている

研究発表は2日目の朝のセッションの3番目だった。タイトルは「コミュニケーションにおける助詞『は』の習得」。「は」は日本人

の中でもまだ決着のついていない助詞であ る。決着がつかない理由は、「は」が、英語 の複数名詞につけるsなどのように、目に見 える明確なルールによるものではなく、話し 手と聞き手の可視化できない意図や情報をお 互い想像しながら使い、文脈によって意味・ 機能が変化する文法だからである。日本語を 学習する人たちにとっても、「は」は入門期 から使用し、インプットも多いはずなのに、 超級レベルになっても難しさが残ることがあ る。私たちの研究は、日本語母語話者(日本人) の幼児、外国人の幼児、成人の自然習得型学 習者(学校で習うのではなく日常の会話だけ で習得していくタイプ)、成人の教室型学習 者を対象とした、これまでのいくつかの「は」 の習得研究に、オリジナルのデータを追加し てメタ分析したものであった。教室で教えた ほうがいい「は」と、教えなくてもコミュニ ケーションをすれば習得できる「は」を分類 し、教室活動にメリハリをつけようという目 的である。簡単に結果を述べると、「は」の さまざまな機能のうち、人間本来の認知能力 (他者と同じものを見てコミュニケーション するなど)による機能は、教えなくても習得 でき、コミュニケーションに動機づけられて いる機能(説明するとか、比較対照するとか) は、形式の認知的負荷が低ければコミュニケ ーションを重ねることで習得できる。それに 対して、相手がどこまで知っているか、どん な知識を持っているかなどを予測しながら使 わなければいけない、ある程度の長さのある 談話における「は」はコミュニケーションだ けでは習得が難しいという結果が出た。こう いう地味な基礎研究をちまちまとやっている が、ピア学習などもやればよいわけでなく、 何に効果があり、何には別の方法が必要か、 教師が事前に把握しておくことでより楽しく より効果的な学習が期待できる。

当日、いざ発表の時、自分たちの前の発表 者のプレゼンを見て、「パワポは使うが原稿 は読むしという日本式の発表ではまずいと悟 り、ぎりぎり1つ前の発表者のときにイメー ジトレーニングに入った。共同発表者は動じ ずいつもの日本式だったので、私1人、前に 躍り出てしまった。そのとき、教室の一番後 ろの隅に、まだお話したことがなく、一方的 に私だけが存じあげている憧れの野田尚史先 生が座っていらっしゃるのが目に入った。そ のまま私は舞い上がり、一番前の席のタイム キーパーの合図にも全く気づかず、私の友人 も止めることができず、私は高テンションで しゃべり続けていたそうである。その日の午 後の教師研修では、移動から発表までの疲れ で、グループのまとめを学会運営でお忙しい カナダの先生にお任せしてしまい、反省。そ のため3日目の教師研修では、グループのま とめの発表役を行った。私たちの班は、アメ リカ、台湾、日本からの教師メンバーでディ スカッションを行い、環境の全く違うところ での日本語教育の考え方に随分盛り上がっ た。

他の方の研究発表は、言語に直接関わるものから、学習者へのフィードバック研究、遠隔言語学習、ビジネス日本語教育など、どの方の発表も生き生きとした日本語教育の現場を伝えるものであった。

3日間の年次大会はあっという間に幕を閉じた。充実した3日間だった。トンボ返りだったが、私は初めてのカナダが大好きになった。そう思わせる学会であった。楽しい有意義な年次大会を運営してくださったスタッフの方々や一緒に活動させていただいた参加者のみなさんに感謝しています。写真は CAJLE の許可のもと、HP から転載させていただきました。

(とおやま ちか・日本語教育)

### 学会報告

### Presentation

# 日本犯罪社会学会第38回大会 開催報告

# 森久 智江 MORIHISA Chie

### 1. はじめに一日本犯罪社会学会のご紹介

2011年10月22日(土)・23日(日)の両日、 衣笠キャンパス存心館において、日本犯罪社 会学会第38回大会が開催され、例年に比し て多数の来場者を迎え、好評のうちに大会を 終えることができた。

日本犯罪社会学会は、1974年に設立され、犯罪・非行の問題について社会学的な見地から研究活動を行うことを主としている。しかし、その実際の研究活動は、社会学のみならず刑事法学や心理学、教育学、近年は福祉学等をも含め、犯罪・非行に関する多様な領域にわたる学際的な学会である。現在、450名以上の会員を擁しており、その研究分野の多様性だけでなく、大学・各種研究所等に所属する研究者、裁判所・刑務所・少年院・少年鑑別所・保護観察所といった刑事司法関連機関、中学校や高等学校等の教育機関、あるいは児童福祉施設をはじめとした福祉機関に勤務する実務家たる研究者等、その職種も非常に広範であるところに特徴がある。

また、本学会は、海外の研究者による学会誌における論文掲載、学術大会における招聘講演等、国際交流にも積極的に取り組んできた学会であり、特に2011年8月には神戸国際会議場にて開催された国際犯罪学会第16回世界大会においては、主催者である日本犯罪関連学会連合会の一員として大会の準備に積極的に関与し、「判決前調査制度の国際比較」と題して本学会主催のシンポジウムも開催した。国際犯罪学会、本大会と、2011年は本学会にとって非常に活発な研究活動が展開された一年であったといえる。



当日の会場入口

#### 2. 研究報告一覧

本大会の際に実施された報告は以下の通りである。

#### 10月22日(土)

#### 【自由報告A】

「矯正教育の構造に関する男子少年院へのフォローアップ調査分析(1)(2)」五味靖(中央大学大学院)他「更生保護ボランティアにおける現状と課題:質的研究からの一考察」鴨志田康弘(東洋大学)

#### 【自由報告 B】

「ESS(ヨーロッパ社会調査)の新モジュールである 『Trust in Justice』に見る日本人の刑罰意識と司法への 信頼(日本調査の結果)」浜井浩一・津島昌博(龍谷 大学)

「学校教育における体罰的暴力の連鎖―教職課程履修者に対する意識調査に基づいて―」吉田卓司(藍野大学)

「新しい視点からの犯罪不安規定要因の検討」上田光明(静岡県立大学)他

【テーマセッション A】

「少年司法を取り巻く状況の変化と家裁調査官による 社会調査」コーディネーター・司会: 岡田行雄 (熊本 大学)

【テーマセッションB】

「犯罪対策からみる犯罪説明理論の相違」コーディネーター・司会:作田誠一郎(山梨学院大学)

【テーマセッション C】

「犯罪不安とリスク社会」コーディネーター・司会: 杉山和明

【テーマセッション D】

「犯罪者にどこまでの介入が認められるか」コーディネーター・司会:中條晋一郎 (ノースアジア大学) 【テーマセッション E】

「当事者が語ることの意味、当事者が語ることを聞く ことの意味」コーディネーター・司会:津富宏(静岡 県立大学)

【テーマセッションF】

「少年司法における被害者『参加』の現状と課題」コーディネーター・司会:山口直也(立命館大学)

#### 10月23日(日)

### 【自由報告 C】

「東日本大震災後の犯罪問題(1) これまでの災害と犯罪の研究について」斉藤豊治(大阪商業大学)他「東日本大震災後の犯罪問題(2)新聞報道から見る東日本大震災後の犯罪」岡本英生(甲南女子大学)他「犯罪少年への処罰感情に影響を及ぼす要因について」松原英世(愛媛大学)他

#### 【自由報告 D】

「食品企業の逸脱過程は何によって影響されるのか― 機会・コントロール―」宝月誠(立命館大学) 「薬物問題に対する EU アプローチと脱犯罪化統制」

佐藤哲彦(関西学院大学)

「国際犯罪と積極的国家論」安藤泰子(青山学院大学) 【シンポジウム】

「刑務所とはなにか―刑務所に入ることが、なぜ刑罰 でありうるのか―」コーディネーター・司会:赤池ー 将(龍谷大学)、登壇者:栗田和典(静岡県立大学)、 内田博文(神戸学院大学)、新海浩之(千葉刑務所)、 横山實(國學院大学)、本田宏治(日本学術振興会)

以上の報告内容を改めて見ると、例年なが らその研究領域の多様性・学際性は明らかで あるが、今回も自由報告のみならず、各テー マセッションにおいても、それぞれ各専門領 域を超えて、非常に活発な議論が交わされて いた。

また、トピックとして取り上げられている ものは、震災、食の安全にかかわるもの等、 近時の社会状況に応じたものはもちろん、今 回の特徴として、刑務所の存在意義や国家に よる介入の根拠、犯罪原因をいかに説明する か等、刑罰や犯罪・非行の根本に関わる問い を改めて投げかけるものが多く見られたこと が挙げられよう。裁判員制度が始まり、犯罪 (原因)や刑罰に対する一般市民の関心が高 まる中、司法への信頼や処罰感情、犯罪被害 者の司法参加といった問題も先鋭化して表れ てきている。社会と犯罪の関係を検討する上 で、このような根源的課題を今一度、基本に 立ち返って考え直すべき時期に来ていること を痛感し、また、自身の研究者としての責任 を改めて感じた次第である。



シンポジウムの様子

### 3. むすびにかえて--感謝のことば

立命館大学は、法学部のみならず、産業社会学部や文学部ご所属の先生方も含め、本学会会員数が最も多い大学である。それゆえの期待(?)に応えるべく、今回の第38回大

会の準備・運営においては、上田寛先生を実 行委員長とした大会校実行委員会を立ち上 げ、安達光治先生が事務局長として総指揮を 執られ、学会会員外の刑事法教員までも総出 で準備・運営にあたった。その際、学会事務 局をはじめ、法学部事務室、法学研究科刑事 法専攻の大学院生、法学部の各ゼミ所属学生 のみなさまにも多大なるご尽力をいただき、 学会事務局や来場者の方々から「非常にスム ーズな運営で快適な学会」であったとのあり がたい評価を得ることができた。この場を借 りて、心より御礼申し上げたい。

(もりひさ ちえ・刑事訴訟法、少年法)



学会長より学会誌の贈呈を受ける安達事務局長

# 学会報行

### Presentation

# 少年司法における被害者「参加」の理論的問題点

# 森久 智江 MORIHISA Chie

2011年10月22日(土)・23日(日)に開催された日本犯罪社会学会第38回大会において、本学法務研究科の山口直也先生が司会・コーディネートを務められたテーマセッション「少年司法における被害者『参加』の現状と課題」の中で、パネリストの一人として「少年司法における被害者『参加』の理論的問題点」と題した報告の機会を戴きました。ここに、その概要をご紹介させていただきます。

本セッションは、少年司法手続における審判・施設内処遇・社会内処遇の各段階において、犯罪被害者等による「参加」の現状を理論・実務の両面から検討するものです。実務の立場から、伊藤由紀夫氏(家庭裁判所調査官・全司法労働組合)、池田正興氏(元法務教官・龍谷大学)、西崎勝則氏(被害者担当保護観察官・法務省保護局)にご報告を戴いた後、筆者から理論的観点、特に少年法の理念、憲

法・国際人権法において規定されている「子 ども(少年)の権利」を基軸にしながら、少 年司法における被害者の権利・利益の保護の あり方について報告させていただき、フロア を交えた議論を行いました。

2004年に成立した犯罪被害者等基本法1条は「犯罪被害者の権利利益の保護を図ること」を目的として規定していますが、この「権利利益」概念に、刑事司法制度との関わりで法的に保護されるべき「利益」がどこまで含まれるのかは必ずしも明らかではありません。また、憲法や刑事訴訟法の解釈からも、被害者の刑事司法手続「参加」については、政策論的正当化は可能であっても、理論的な正当化は困難との指摘がなされています。被害者が「参加」する現行刑事司法においても、従来の理念・基本的な枠組みには変化がなく、

刑事司法手続における被害者の「利益」が、 権利に基づいて法的に保障された「利益」で はないことは否定し得ないところでありま す。このことは、被害者の権利について規定 した国連の諸文書において、既存の国連文書 によって保障されてきた被疑者・被告人の諸 権利に抵触しないよう、被害者と司法のかか わりを(刑事司法に限定されない)広く司法 へのアクセス権の保障という趣旨で「参加」 と規定し、その司法「参加」の一環として、 被害者個人の利益よりも刑事司法制度全体の 利益達成のために認められる、被害者の主体 性を制限した限定的な「関与」として、「被 告人に不利益を与えない」事実上の「利益」 の享受にとどめていることからもうかがえま す。そもそも刑事司法手続においては、被害 者の尊厳を尊重することに理論的限界がある のです。

一方、児童の権利に関する条約(子どもの 権利条約)は、「子どもが成長発達の可能主 体であること」を明記した成長発達権(6条) を規定し、その実質的保障のための意見表明 権(12条)を定めています。これは、同条約 が「子どもと他者の関係性を権利概念の基盤 に据え、精神的・肉体的に発達途上にある子 どもが、自らを取り巻く社会との健全な関係 性(つながり)の中で、成長を遂げて自律性 を身につける(=大人になる)こと を保障 する「関係的権利論」アプローチを採ってお り、これを保障されることこそが「子どもの 権利」として理解されるべきことを示します。 日本の判例・学説上においても、子ども固有 の発達権として「成長発達権」が保障される ことは一定程度承認されており、少年法の目 的が「少年の健全な育成」(1条)にあり、少 年審判手続に教育的機能 (22条) が求められ ていることからすれば、少年審判は少年にと って「自らを取り巻く社会」と「健全な関係性」

を築く教育的なコミュニケーションの場でな ければならないといえます。審判における「社 会 | からの「一方的 | なコミュニケーション は「健全な関係性」を築くことにつながらな いのであって、少年審判においては、子ども にとって「健全な関係性」を築くべき「自ら を取り巻く社会」の一部として、「参加」す る被害者との「健全な関係性」が築かれるべ きではないでしょうか。「被害者との『健全 な関係性』| の構築は、少年法の目的そのも のではありませんが、少年法の目的である「健 全育成しとそれによる成長発達の基盤に、「社 会|との適切なコミュニケーションがあるの だとすれば、少年にとって最も関係構築が困 難な「社会」のひとつとして、つまり、少年 の成長発達の先に置かれるべき到達点のひと つとして、「被害者」が観念できるのではな いかと思われるのです。

日本社会における犯罪被害者の現状に照ら せば、被害者のニーズに加害者との二者関係 における「修復」が想定され得ないのは当然 であろうと思われます。しかし、少年司法を 含めた刑事司法手続において、被害者の尊 重することに明らかな限界があるとすれ ば、そこで中心的に被害者自身の主体性の回 復を求めるのは、却って被害者の尊厳を 門 記制度の枠内に押し込めることになりかね ないのではないでしょうか。だからこそ、少年との接触に至るまでの「前提」の整備とし て、被害者・少年双方の回復に向けた社会的 援助が重要なのです。また、今後ともその支 援のあり方について引き続き研究を進めて参 りたいと思います。

最後になりましたが、報告の機会を与えていただきました山口直也先生をはじめ、犯罪社会学会の諸先生方に心より御礼申し上げます。

(もりひさ ちえ・刑事訴訟法、少年法)

### 学会報告

# Presentation

# 日本成年後見法学会第8回学術大会 開催報告

# 二宫 周平 NINOMIYA Shuhei

### 1 はじめに~学術大会開催に至る経過

2011年10月29日(土)、朱雀キャンパスホールにて、日本成年後見法学会第8回学術大会を開催した。当学会は、日本に成年後見法が導入されたことを機会に、2004年に設立された若い学会である。特徴は、専門職として成年後見人に就いている弁護士、司法書士、社会福祉士など実務家の会員と研究者会員が協働して、成年後見実務から生じる諸問題、成年後見制度の改革の方向などを追求するところにある。

これまで7回の大会は、首都圏で開催されており、今回、初めて首都圏以外での開催となった。本来は、5月28日(土)に開催する予定だったが、3月11日の東日本大震災による直接、間接の影響を考慮し、10月に変更した。当学会は、前述のように実務家会員が大半であり、被災地域での権利擁護に関する支援・相談活動に奔走する方も多いこと、被災後間もない時期の開催となると、特に東日本在住の会員には、参加の機会を確保しにくいと予測されることなど、実践的な課題を取り上げる学会ならばこその判断だった。

当学会のもう一つの特徴は、学術大会の企画を実行委員会方式で行うことである。今回は、関西地区での開催ということもあり、成年後見制度発足以来、成年後見の実践を担ってきた大阪の弁護士、司法書士、社会福祉士、京都の司法書士、社会福祉士の方々を中心とする実行委員会となった。みなさん日中はお仕事があるため、夜半の会議となったが、労を厭わず何度も朱雀まで集まっていただいた。また報告者、コーディネーターとの打合



せも複数回設定した。これらの会議や打合せ の後は、近所で食事と飲み会を兼ねて何度も 杯を重ね、親しくさせていただいた。学会開催に至るまでの作業は大変だったが、日頃、接することの少ない現場のみなさんと知り合い、交流できたことが、私にとっては何より 嬉しいことだった。

#### 2 プログラムと当日の模様

2010年10月、横浜にて開催された「成年後見法世界会議」で「成年後見制度に関する横浜宣言」が発せられた。その横浜宣言で重要な柱となった「公的な支援システムの創設」について、その具体化を第8回学術大会のテーマとし(「公的支援システムの具体的あり方〜横浜宣言の実質化に向けて」)、関西の自治体・社会福祉協議会の実践例を基本にプログラムを組み立てた。その上で、東日本大震災によって、高齢者・障がい者の権利擁護に関してどんな問題が生じているのかを、特別報告をしてもらった(「東日本大震災と高齢者・障がい者問題〜弁護士の視点からの考察」大橋洋介「仙台弁護士会」)。

大会は個別報告とパネルディスカッションから成る。個別報告は、①「市民後見人の育成及び活用に向けた国の取組等について」田中一裕(厚生労働省老健局高齢者支援課課長補佐)、②「大阪市の市民後見人の活動状況」藤原一男(大阪市社会福祉協議会大阪市成年後見支援センター課長)、③「伊丹市福祉権利擁護センターについて」小山達也(伊丹市社会福祉協議会地域福祉推進室室長)、④「岸和田市の成年後見制度における地域包括支援



センター等との連携」庄司彰儀(岸和田市保 健福祉部福祉政策課地域福祉推進担当長)、 ⑤「兵庫県における『市民後見人養成事業』 について」池内力(兵庫県健康福祉部社会福 祉局高齢社会課長)の各氏である。これらの 各報告の「論点整理」を私が担当した。

パネルディスカッションは、コーディネーターとして、神谷遊(同志社大学法学部教授) と私、パネリストとして、戸倉晴美(大阪家庭裁判所裁判官)、田中一裕(前掲)、朝間一浩(大阪市健康福祉局生活福祉部地域福祉課計画担当課長代理)、芳賀裕(司法書士、成年後見センター・リーガルサポート前理事長)、田村満子(社会福祉士、日本社会福祉士会副会長)の各氏が参加した。

成年後見制度は、判断能力の低下した高齢 者等の財産管理の方法として理解されがちだ が、他方で、介護サービスの利用契約の締結 を視野に入れて設けられたものでもある。親 族がいない人、いても疎遠な人、親族間の対 立がある人などさまざまな高齢者等が、誰で も適切なサービスを受け、安心して日常生活 を過ごせるために、親族に限らず、誰かが後 見人となり、介護等の状況を見守る必要があ る。その仕組みとして、2011 年度から市民後 見人推進事業が全国 37 のモデル地区で始ま っている。学会はこの課題について、上記の 報告者・パネラー及びフロアも含めて活発な 議論が行われた。

議論は、①申立手続についての相談・助言、 費用負担、②後見人の担い手として、市民後 見人の養成と受任後の支援、親族後見人への 支援のあり方、③家庭裁判所による監督、親 族後見人への研修の指示、④後見人の報酬な ど、幅広く展開した。また市民後見人から50 件近く成年後見人就任実績のある大阪市成年 後見支援センターから、一般市民が社会参加 の一つとして市民後見人を位置づけ、意欲的 にかかわっている実情などが紹介された。当 日の報告者の肩書きからも分かるように、成 年後見制度は高齢者等の日常生活の支援とい う社会福祉の視点から捉えられるべきことを 実感した議論だった。

当日の参加者は200人を超え、盛会の内に幕を閉じることができ、実行委員長としての責めを果たすことができた。実行委員各位、ご報告やコーディネーター役をお引き受けいただいた方々、成年後見法学会を支えている民事法研究会の事務局の方々、準備段階からきめ細かな配慮をいただいた法学アカデミーのスタッフの方々、当日の受付や会場整理などを担当したゼミ生・院生のみなさんに対して、心から感謝の意を表します。

(にのみや しゅうへい・民法)

学会報告

Presentation

# 民科法律部会2011年度学術総会の開催

### 松本 克美 MATSUMOTO Katsumi

### 1 はじめに

2011年11月25日(金)・26日(土)・27日(日)の3日間にわたり、本学朱雀キャンパスの5階大ホールにて、民主主義科学者協会法律部会(略称・民科法律部会)の2011年度学術総会が開催された。この総会の運営にあたっては、副理事長でもある本学法科大学院の吉村良一教授を最高責任者として、和田真一教授、安達光治教授、山田希准教授、石橋秀起准教授はじめ多くの会員やアルバイト学生などが開設準備、運営にあたり、連日、延べ100名を超す参加者のもと、活発な報告・質疑がなされた。

民科法律部会は、「すべての分野における 法学研究者の研究上の連絡、協力を促進して 民主主義法学の発展をはかることを目的とす る」学会(学会規約2条)で、文字通り専門 分野を横断する学際的な学会である。現在会 員数は700名を超える。この学会は、もとも とは、第二次大戦直後の1946年に、戦前に おける学問の在り方を反省し、「民主主義日 本の成長と確立」を期して「科学および科学 者が自己をとりもどし・・・民衆に役立つ真 の科学の研究と普及」等をめざして設立され た民主主義科学者協会の一部会であった。立 命館大学法学部・法科大学院教員には民科法 律部会の会員が数多くいる。それもこの部会 の創設における京都支部の中心メンバーに本 学の浅井清信法学部教授がおられ、また、立 命館で長く総長をつとめられた末川博教授 も、民科法律部会の会長をつとめられた(末 川先生によれば、この部会は、「平和と民主 主義と人権ということを筋金にして皆集まっ

た」ということである一対談・末川博・野村平爾「民科三〇年の歳月」法の科学 4 号 14 頁)ことに象徴されているように、立命館といえば、民科法律部会のいわゆる一大拠点として全国に名を馳せてきたのである。そのわりには、今回、本学が総会会場となるのは、1991年以来、実に 20 年ぶりのことであった。20年前の衣笠キャンパスで行われた学術大会の際には、私も当時の本務校の神奈川大学短期大学部から学会出張をし、一会員として参加した。当時お元気でおられた法学部の乾昭三教授が懇親会でスピーチをされていたことが懐かしく思い出される。

### 2 学術総会の概要

さて、今回の学術総会では、まず1日目の 夕方5時から夜8時にかけて、特別企画として、「コロキウム・東日本大震災と法・復興 を中心として」が開催された。これには私も 参加したが、災害からの復旧・復興をめぐる 現状とその問題点、漁業、農業、中小企業な どの各分野がかかえる固有の課題、復興をめ ぐる法律学の総論的課題などについて、学際 的な報告がなされ、活発な討論が行われた。

2日目の午前中には、コロキウム2として「研究者養成システムの再生に向けて」(本学の吉村良一会員も報告)、3つのミニシンポジウム(「民主党政権と現代改憲」「沖縄から『安全保障』を問う」「法教育:その構想と実践」一本学の山田希会員も報告)がなされ、午後には、コロキウム3「脱原発経済への法の役割:ドイツから何を学ぶか」が開催され、ドイツから来日されたゲルト・ヴィンター教授(ブ

レーメン大学)の特別講演、広渡清吾理事長 (前日本学術会議会長)の報告がなされた。 残念ながら、私は当日、仙台で開催され欠陥 住宅被害全国連絡協議会で近時出された欠陥 住宅分野での最高裁判決(2011・7・21)に ついての特別講演を依頼されており、日帰り 仙台出張であったため、この2日目の各種報 告に接することができなかったが、各コロキ ウム、ミニシンポとも充実した報告・質疑が なされたそうである。

3日目には、全体シンポジウム「現代における法・判例の形成と実定法学の課題」が終日開催され、民事法、憲法、労働法、国際法、刑事法、ジェンダー法の視点からそれぞれ報告がなされた。ここで各報告の内容を紹介する余裕はないが、ご関心のある方は、本年夏に発刊される学会機関誌『法の科学』43号に報告者の論稿が掲載されるので、ぜひ、そちらをご覧いただきたい。次に、この全体シンポで私が担当した、民事法分野についての報告の概要を紹介しておくことにする。

### 3 「現代における法・判例形成と民事法学の 課題」

(1) 報告趣旨 本報告の主眼は、現代(主として1990年代以降を検討)における法・判例形成をめぐる理論的、実践的課題を析出するために、法解釈において新たな規範形成が進展した分野ではなぜそのような進展が実現したのかを検討しつつ、解釈論の限界と裁判の限界をいかに克服するかという観点から、近時の動向を整理することにおいた。

### (2) 裁判を通じての法規範形成が進展した分野

近時、こうした法規範形成が顕著な分野に 欠陥住宅、消費者金融などの分野がある。これらは、①いずれも、深刻な被害が災害(阪神淡路大震災など)や事件(耐震偽装事件、商工ローン問題等)を契機に社会問題化するとともに、②実現されるべき価値が広く社会に受けいれられ(住宅の安全、専門家責任の厳格化、契約正義、暴利行為の抑制、消費者 保護等)、③訴訟の進展を支える弁護士を中核としつ、それにパラリーガル(司法書士等)、研究者、他分野の専門実務家(建築士等)の組織化(欠陥住宅全国ネット、各地のネット、クレ・サラ対策弁護団等)や連携が進んだこと、④裁判での被害者救済法理の積み重ねを基礎に新たな立法がなされた(住宅の品質確保促進法1998年、利息制限法改正・貸金規制業法改正2006年)などに特徴がある。

ただ、これらの分野でも問題が全て解決されたわけでない。例えば欠陥住宅をいかになくすかという根本問題の解決においては、なぜこのような問題が発生し続けるのかという点についての分析(基礎法学や隣接諸科学との協働)、どのような対策が実効的であるのかについての法政策学、立法学の進展などが課題である。

(3) 解釈論の限界と裁判の限界 ① 個別の 裁判では勝訴により被害者の権利が実現して いても、原告となっていない被害者も多数お り、また裁判では時間がかかる、生じた損害 の賠償という法的効果しか実現できないな ど、個別裁判の限界がある分野もある。そこ では、新たな特別立法や補償基金による解決 などを模索し、裁判もそのような解決に向け て政府や企業に圧力をかけることを意識して 展開されている(トンネルじん肺訴訟、アス ベスト訴訟、戦後補償訴訟)。これらの問題 では、裁判運動を立法の実現につなげていく ために必要な市民の法意識や新たな法形成主 体の組織化といった課題が重要である。② また、家族法の分野では既存の家族法秩序の 変革をめざす訴訟 (婚外子の相続分差別訴訟、 生殖技術を利用した新たな親子関係の創設を めぐる訴訟など)も行われているが、社会的 コンセンサスが形成されていない問題につい ての法の関与の在り方自体が問われている。 ③ 民法の分野では債権法改正が法制審議会 で審議されている。法改正の是非をめぐって は、市民の権利の実現擁護という観点から判 例の積極的到達点を後退させないことが重要

である。最後の点をめぐっては、民法と消費 者法の関連をどう位置付けるかについても言 及したが、すでに紙幅も尽きているので、こ の点は、上述した『法の科学』43号で展開する予定である。

(まつもと かつみ・民法)

### 学会報告

### Presentation

# 私法教育における理念と課題 ----ミニ・シンポジウムでの報告を終えて

### 山田 希 YAMADA Nozomi

#### 1 与えられたテーマ

昨年11月末に開催された民科(民主主義科学者協会)法律部会の学術総会において、法教育をテーマに研究報告を行う機会を得た。これまでに法教育を研究対象として意識したことは格別なかったが、最初に報告依頼を受けた本学の吉村良一教授(同じ学術総会の別のコロキウムで研究報告をする予定であった)から、「附属校等で法教育に携わった経験もおありでしょうから」という極めて素朴な理由で依頼され、軽い気持ちで引き受けてしまった。

ところが、である。ミニ・シンポのコーディネーターである渡邊弘・活水女子大学准教授(専門は憲法)から与えられたテーマは、私法〔教育〕の基本理念・価値とは何かという、あまりにも抽象的で深遠な問題であった。このテーマ設定の背景には、08年に告示された中学校および高等学校の新学習指導要領に私法教育に関する記述が盛り込まれ、12年4月以降、この新しい指導要領に則った私法教育が開始される予定であるところ、そこで想定されている教育内容が、新自由主義的な経済と親和性が高く、弱者やマイノリティに対する眼差しを欠いているのではないか、という、設定者本人の批判的な「見立て」があった。

実際、わが国における法教育は、司法制度 改革を大きな契機として発展してきたもので あるが、その司法制度改革が「規制緩和を推進し、行政の不透明な事前規制を廃して事後 監視・救済型社会への転換を図〔る〕」こと を目的の1つとしていたことは、否定できな い事実である(2001年6月12日付「司法制 度改革審議会意見書」参照)。また、法務省 に設置された法教育研究会(座長は土井真一・ 京都大学法学部教授)が04年11月に報告書 とともに発表した教材例においても、すでに 指摘されているとおり、私法が「身を守る武 器」として「プラグマティックな観点」から 捉えられているという側面が強いが、これも、 規制緩和の進められた社会を想定してのこと だと推測されるのである。

渡邊准教授自身は、私法教育も「基本的には憲法価値・原理に準拠するものとして構想されるべきである」という立場を、すでに明確にしていた(「法教育論の最近の動向と理論的課題」法の科学41号〔2010年〕131頁)。そこでいう憲法価値とは「個人の尊厳」であり、私もこの立場には、まったく異論がない。しかしながら、私的自治の名のもとに「自己決定・自己責任」論が隆盛を極める現状のもとで「個人の尊厳」を実現することが、いかに困難であるかは、現実が物語っている。そのような現実を前に私法が果たし得る役割を考えること。それが、私に与えられた具体的な課題であった。

#### 2 社会の構成原理としての民法

法教育研究会を改組する形で設置された法 教育推進協議会が09年5月に公表した「私 法分野教育の充実と法教育の更なる発展に向 けて」においては、私法は、「市場経済の基 本法であるとともに日常生活の規範であり、 市民社会の基盤であ〔る〕」とされている。 その説明に間違いはないと思われるが、私法、 とりわけその一般法である民法の性格とし て、「市場経済の基本法」と「日常生活の規範」 のいずれに力点を置くかは、人によって異な る。たとえば、内田貴『民法改正――契約の ルールが百年ぶりに変わる』(筑摩書房、2011 年) は前者に力点を置き、経済のグローバル 化に対応しうる市場ルールを構築することの 必要性を強調するのに対し、後者をも重視す る大村敦志『民法改正を考える』(岩波書店、 2011年)は、「社会の構成原理としての民法」 という認識から、基本価値によって基礎づけ られた民法という法規範によって社会関係を 規律するという、その基本的な選択の正統性 を再確認することが必要であると説く。

かりに民法が社会の構成原理であるとするならば、その民法の基本価値をどのように考えるかは、市民と社会の在り方を考えることにほかならない。しかしながら、東西冷戦の終結に伴って政治的なイデオロギー対決が影を潜めるとともに、経済的には成熟期を迎えて「物質的な豊かさ」を共通の目的とすることができなくなった現在の社会状況のもとで、市民と社会の在り方について国民的なコンセンサスを得ることは容易ではないだろう。

### 3 自由・平等と「連帯」

それでは、大村教授のいう、民法を基礎づける基本価値とは、どのようなものなのだろうか。それは、一言でいえば、自由・平等と「連帯」の理念である(『民法総論』 〔岩波書店、2001年〕54頁以下参照)。

民法は、「権利の体系」として構成されることにより個人の自由を保障する一方で、権利主体としての「人」を析出することにより法人格の平等(形式的平等)を実現する役割を担ってきた。その後、社会化の進展に伴って、自由には一定の制限が加えられ(公序良俗の原則化、信義則・権利濫用法理の確立)、また、もっとも不利な立場に置かれている者を救済しようという福祉国家的な思想から、形式的平等ではなく結果としての平等が追求されるに至った(もっとも、近時は「自己決定」と表裏一体のものとして「自己責任」が説かれることにより、自由・平等をめぐる動きには「逆流」が生じている、という)。

ところで、近代民法の原理として掲げるべきは、自由・平等にとどまらない。そこに「連帯」を加える必要がある。たとえば、契約を制度・組織と連続的に考える見解があるが、この見解に従って継続や協力の側面に関心が向けられるようになると、各当事者の自由・平等に配慮しつつ、当事者が形成する制度・組織の共通目的を考慮することが求められるようになり、ここに連帯の契機がみてとれる、というのである。

法教育研究会および推進協議会(I期)で 座長を務めた土井真一教授は、「自律的な協 働関係」をキーワード的に用いるが(「法教 育とは何か」大村=土井編著『法教育のめざ すもの』〔商事法務、2009年〕13頁)、そこ でいう「協働」には連帯の理念が反映されて いるものと推測される。また個人的にも、上 記大村教授の見解には大きなシンパシーを覚 えるのである。もっとも、連帯の原理によっ て社会関係を規律することの具体的帰結は、 いまだ明らかになったとは言い難い。法教育 の研究が、期せずして民法とは何かを考える 契機となったが、連帯の理念を含めた民法の 基本価値については、今後も関心を持ち続け たい。

(やまだ のぞみ・民法)

学会報告

Presentation

# 学会報告―ストックホルム、2010年9月―

西村 めぐみ NISHIMURA Megumi

私は、2010年9月9日-11日に開催され た第7回 Pan-European International Relations Conference で2本のペーパーを発表した。す でに一昨年になるが、今回はこの学会報告に ついてお話したい。上記の研究大会は、2010 年でまだ7回目という非常に新しい学会であ る。 私が報告した年は、" Politics in hard times: international relations responses to the financial crisis"という共通テーマで開催され、 全世界から、とりわけ全ヨーロッパから参加 者が集まった。学会を主宰していたのは ECPR(政治研究欧州コンソーシアム)とい う欧州の大学の大学コンソーシアムで、本学 会は、その傘下にある国際関係学会が年に一 度、ヨーロッパの古都を巡回している国際関 係学・比較政治学の年次大会である。私が参 加した翌年はポルトガルのポルトで開催さ れ、本年度はアイスランドのレイキャビクで 開催される予定である。

私がこの研究大会に関心を持った理由は、 北欧国際政治学会の開催であったためである。専門の方には今更と言われるかもしれないが、北欧の政治学会には、従属論を始めとして古くから独自の国際発展論や平和論で世界をリードしてきた風土がある。また彼らの理論の一部は途上国の政治学者にも受け入れられ、翻ってこうした途上国の政治学者の議論が先進国の政治学者の研究にも影響を与えてきた。つまり北欧の国際関係論の研究は、「国際化」した国際関係論をリードしてきたのである。

しかも専門外の人にはあまり知られていないかもしれないが、北欧の国際関係学は、計

量政治学も盛んな土地柄である。後者は、しばしば「アメリカ政治学」の現象とされる。しかし、北欧の研究者がその重要な担い手である Journal of peace research 誌には、視点において斬新な計量研究が、とりわけ過去 10年数多く掲載されているばかりか、公衆衛生学などの先行業績や現地でのフィールド調査の結果もふんだんに取り込んだ方法論においても厳密な研究が多くみられるのである。最近の最も印象深い成果は、国家制度や外交政策を中心としたマクロ・レベルの研究以上に、紛争や国際支援の市民社会へのインパクトを分析した実証的なミクロ・レベルの研究であるといっても過言ではなく、今回の学会においてもこうした視点からの発表が多数あった。

私はこの学会で「国際法をめぐる政治過程と人権」と題されたパネルと「世論と政治暴力」と題されたパネルで1本ずつペーパーを発表した。前者のパネルで発表したペーパーは紛争地帯の大衆の戦争犯罪裁判の国際管轄を支持する人々の社会的要因を、後者のパネルのペーパーは戦争地帯で暴力の対象となる人々には何らかの人口学的、社会的、もしくは政治的属性があるかどうかを分析した。内容は異なるが、両方とも、国際赤十字委員会が世界の紛争地帯で集めた社会調査を分析した計量政治学の研究である。

私の発表した1つ目のパネルではアイルランド人の若い研究者がコメンテイターを務めてくれた。2つ目のパネルでは、司会とコメンテイターを担当された初対面のオラ・リスタウグ氏(ノルウェー科学技術大学教授)からは、おもむろにカタカナの名刺を渡された。

数年前日本を訪問し、京都にもみえたという ことであった。

学会の共通テーマは金融危機とされていたが、発表論文はそれに全くとらわれず、民族紛争、国際安全保障等、様々である。学会の開催地の性格上、参加者は圧倒的にヨーロッパの研究者が多く、テーマはバルカン半島、EUなどのヨーロッパ統合のテーマが多かった。伝統的な安全保障論、国際政治理論、欧米外交政策を扱ったパネルよりも、アフリカ・中東・ゲリラ戦といったテーマの方がかえって多くの人が集まっているような感もあった。人道支援、平和論、第三世界の内戦という問題に対しても関心が高いのは、開催国の外交政策とも無関係とは言えないであろう。

一つ感心させられた事は(当たり前のことではあるが)、少なくとも私が発表し、聞いて歩いたパネルに関しては、一つも発表者の無断キャンセル(いわゆるドタキャン)がなかったことである。発表者の中には、若い院生から北欧の政治学会の泰斗と思しき方までおられたようであるが、一様に、熱心であった。コメンテイターもよくペーパーを読んでいてくれており、お互い忙しい時間をやりくりして参加した学会に割いた時間を無駄にし

ない、という当然のマナーが守られていた。

私は北欧へ行ったのは今回が初めてであったが、面食らったのは、スウェーデンの物価の高さである。ホテル代、公共交通の費用、日常のこまごまとしたものは日本の2倍半はしたのではないかと思う。

また市内を歩いていると、パルメ首相通り を通りかかり、パルメ元首相が暗殺されたと いう私が若かった頃聞いたニュースを思い出 した。パルメ元首相の功績を悼み、スウェー デン国民のみならず世界中から来た人々に、 なぜ彼が死ななければならなかったのか忘れ ないようにしているのである。最後に、学会 が終了した日の午後、翌日の飛行機での帰国 日を前にして、郊外にあるテレビ塔に登って ストックホルム市外を見渡した。テレビ塔の 上から見るストックホルム市街は青色の海の 入り江と緑の木立と公園に囲まれて古めかし い建物がパッチワークのように点在する、本 当に「北欧の水の都」と言われるに値する美 しい街だということを実感することができ た。短時間で多くの経験をし、いささか疲れ たが実り多い3日間であった。

(にしむら めぐみ・国際政治学)

### 編著紹介

My Book

# 『現代における人権と平和の法的探求』刊行によせて

# 市川 正人 ICHIKAWA Masato

1. 2度の世界大戦、ファシズムや全体主義、 独裁政権による人権侵害を経験した20世紀 においては、その後半、世界的に立憲主義が 普及し、基本的人権という価値が広く受け入 れられ、平和への追求の動きが進んだ。世界 的な立憲主義の普及、人権保障の進展、平和 の追求の動きは、冷戦が終焉する一方で、「テ ロとの戦い | という新しい戦争が生じている 21世紀、人・もの・金・情報のグローバル化 が著しく進展した21世紀においても、基本 的に変わっていない。いや21世紀において こそ、人権という(各国が少なくとも名目上 は認める)価値を真に定着させていくこと、 冷戦終焉後の時代にふさわしく平和を追求す ることがますます重要になっていると言えよ う。そして、裁判所を通じてであれ民主主義 プロセスを通じてであれ、人権を追求し、平 和を模索するにあたっては、法曹の質と能力 が極めて重要である。本書は、こうした問題 意識から、現代における人権と平和の法的探 求についての諸問題を法のあり方とその担い 手という視点から検討したものである。

2. 本書は、長らく立命館大学法学部、法科大学院において教育研究に邁進された大久保 史郎教授の定年退職(2009年3月)を契機に して、私と徐勝教授が編者となって企画・刊 行されたものである。

大久保教授は、これまで政治・社会の現実 を踏まえた上での憲法解釈論の提起を通じ て、日本の憲法学に大きな影響を与えてこら れた。大久保教授は、公務員の政治活動の自 由を中心とした、公務員の人権論から研究を 始められ、表現の自由の保障、人権主体とし



ての個人と集団の関係、違憲審査制について 研究を進展させて来られた。また、大久保教 授は、立命館大学における国際交流、法学に ついての国際的な共同研究を牽引して来られ たが、その中でグローバリズム、平和、人間 の安全保障についても研究成果を発表されて いる。さらに、司法制度改革が議論される中、 法曹=法の担い手養成の立憲主義にとっての 重要性を踏まえて、いち早く法曹養成制度改 革の必要性を強調し、「ロースクール構想」 を提唱されたのであった。

本書は、大久保教授ゆかりの日本、アメリカ、韓国の研究者が、大久保教授の退職を契機として、こうした「人権」、「平和」、「法曹養成」という大久保教授のこれまでの研究者としての歩みになぞらえながら、私たちの研究を再点検し、21世紀における立憲主義の進展になにがしかの貢献をしようとしたものな

のである。

3. 本書の第1編「人権」は、若尾典子「憲 法と家族の非相関構図---上杉慎吉『婦人問 題』をめぐって」、長岡徹「レッドパージと『法 の支配 | ――中外製薬事件最高裁決定再訪 |、 木下智史「違憲審査基準としてのブランデン バーグ原則・再考し、ロバート・G・ヴォー ン「公益通報者保護に対する4つの視点」(抄 訳)、倉田原志「ドイツにおける労働者の職 業の自由・覚書――採用と解雇をめぐって」、 多田一路「社会権的利益の実現のための予算 の憲法的統制」、倉田玲「責任主体としての 個――公務員の賠償責任と合衆国の最高法 規」、韓寅燮(ハン・インソップ) 「韓国の陪 審員裁判――準備過程と施行初年の成果を検 討する」といった諸論稿からなる。このよう に、第1編は、法の下の平等、思想・良心の 自由や表現の自由といった精神的自由、職業 の自由、社会権、国家賠償請求権、裁判を受 ける権利といった人権に関わる多様な問題に ついて、日本だけでなくアメリカ、ドイツ、 韓国の動きをも踏まえて検討を加えるものと なっている。

第2編「平和」は、君島東彦「多面体としての憲法9条——一つの見取り図」、赤澤史朗「占領期日本のナショナリズム——山田風太郎の日記を通して」、徐勝「済州島海軍基地設置反対運動を通して見る韓国の平和運動」、金昌祿(キム・チャンロク)「日本における対日過去清算訴訟——韓国人による訴訟を中心に」からなる。第2編は、日本国憲法9条についてだけでなく、占領期日本のナショナリズム、日本が平和の担い手として真に信頼されるためには解決が必要な「戦後補償」、韓国の平和運動と、平和の問題を多面

的に論じているのである。

第3編「法曹養成」では、ジェフリー・ラバーズ「アメリカのロースクール教授から見た日本の法学教育改革」、市川正人「日本における法曹養成制度改革の現状と課題」が、日本社会の「法化」を進展させるために不可欠なものとして、司法制度改革の一環として取り組まれた法曹養成制度改革につき検討を加えている。とりわけラバーズ論文は、日本がモデルとしたはずのアメリカのロースクールの視点から、日本の法科大学院を中心とした法曹養成制度について貴重な指摘をしている。

4. 実は、本書では大久保教授にも平和主義についての論稿を執筆していただくことになっており、編者としてはその完成を心待ちにしていたが、思わぬ事故もあって結局、掲載を断念した。大久保教授の論稿は、わが国の戦後憲法学における平和主義の議論のありようにつき鋭い問題提起をするものであったので、掲載できなかったことは大変残念であるが、立命館法学等において公表されることを期待したい。

編者の不手際や上記のような事情もあり、本書の刊行が大久保教授の定年退職から2年半も後になってしまった。ただ、とにかく遅ればせながら刊行ができて編者として安堵している。本書の諸論稿が立憲主義をめぐる議論に寄与することができれば幸いである。

最後に、大久保史郎教授が今後とも、法と 政治・社会との関係についての鋭い視点に基 づいたその憲法学をますます発展させ、我々 にとっての導きの星として憲法研究の第一線 で活躍されることを祈念したい。

(いちかわ まさと・憲法)

白著紹介

My Book

# 自著を語る『東アジアの国家暴力と人権・平和』

徐 勝 SUH Sung

本書は、本学法学部在任中に書きためた学術論文を一本に編んで、12年間の研究生活のまとめとしたものである。出獄以来、私の主たる関心は研究より現実を変革する運動にあったので、学問的関心も自ずと社会的現実変革のための実践への関心から形成されてきた。それは、大きく分けて4つほどのテーマにまとめることができよう。

まず、獄中から出獄後にわたって、私自身 が切実に体験した人権問題であり、特に、獄 中での体験や他の政治犯からの伝聞を通じ て、戦争、大量虐殺、拷問などの国家暴力が もたらす惨禍を肌で感じ、出獄後、台湾、沖 縄などに招かれ、東アジアでの冷戦下の国家 暴力の現場訪ねるにつれて、「重大な人権侵 害」(Gross Violation of Human Rights) に関 心を寄せるようになった。「重大な人権侵害」 は国際刑事裁判所の管轄である、ジェノサイ ド、戦争犯罪、人道に対する罪を包括するも のであり、2001年、ダーバンでの反人種主義・ 差別撤廃世界会議で、奴隷制・植民地支配が 人道に対する罪であると示されたように、21 世紀最大の国際人権の論点を構成すると考え られる。

次に、韓国の政治犯の存在が朝鮮半島分断と冷戦という政治・社会的矛盾に由来しており、また第2次の朝鮮戦争が起こるならば、全民族ならびに近隣諸国に破滅的な結果をもたらすことから、平和は朝鮮半島にとって最優先の課題として大きな関心を寄せるようになった。

また朝鮮人として、朝鮮半島平和の根底に ある民族分断の克服を喫緊の課題とし、常に



立命館大学法学叢書第13号 『東アジアの国家暴力と人権・平和』 徐勝著 かもがわ出版 2011年12月 ¥3,150

朝鮮半島統一を願いながら、2000年の金大中大統領のピョンヤン訪問と南北共同宣言に触発されて、南北朝鮮の和解・協力の政治哲学、方法論、実践に関心を持ち、そこから視野を広げて、国際政治、特に日韓関係や東アジアにおける安全保障・平和に関心をもつようになった。

最後に、近代以降の歴史の中で、奪われ踏みにじられた東アジア民衆の権利回復という正義の実現に関心を持ったのは自然な成行きであり、特に盧武鉉政府の下で画期的に進展した、日本軍慰安婦問題、靖国問題、日本の植民地支配下における親日派・強制動員問題などの植民地支配責任、独裁政治時代の国家暴力に対する過去清算がひとり韓国のみならず、東アジアの未来にとっても協働の前提であることに思い至り、東アジアにおける過去

Mv Boo

清算を研究課題とした。昨年10月2日には ダーバン宣言10周年を記念して、東アジア における「植民地支配は人道に対する罪」で あることを闡明する「東アジア歴史・人権・ 平和宣言」大会を開催し、東アジアの真実和 解委員会設立の提案に至った。

学内における営みとしては、立命館大学に教授として任用されて以来、研究会を開き、プロジェクトを運用して韓国法・政治の研究に取り組み、2005年には韓国、朝鮮半島、日韓関係、東アジアを研究課題とするコリア研究センターを設立するにいたり、数々のシンポジウムや公開講座、セミナーなどを企画・運営して、その成果として、多くの学術書の刊行に関わった。

本書は、東アジアを範囲として、論文を大きく2部に分けた。第1部では、人権問題、とくに重大な人権侵害に関わる論文を集め、第2部では、朝鮮半島と東アジアの平和問題を中心に論文を集めた。補論として、論文以外の講演と裁判所に提出した意見書、教授任用以前に書いた論文を収めた。

第1章「東アジアの国家暴力」は法社会学会で報告し、『法社会学』に掲載されたものである。韓国と台湾の過去清算法の比較を通じて、冷戦期東アジアの国家暴力の本質を明らかにしようと努めたもので、私の人権論の総論的な位置を占めるものである。また、この研究は、私が提起し、日本、韓国、台湾、沖縄の協働で、1997年から2003年まで7回にわたって行われた、国際学術運動「東アジア冷戦と国家テロリズム」(これについては、『東アジア冷戦と国家テロリズム」(これについては、『東アジア冷戦と国家テロリズム一米日中心の地域秩序の改変のために』御茶の水書房、2004参照)の営みから、その発想を得たものである。

第2章の「台湾「戒厳時期叛乱曁匪諜不當 審判案件補償條例」の研究」は、立命館大学 創設100周年記念の『立命館法学』に出させ ていただいたものである。台湾でのフィール ドワークと中国語原文の読解を通じて、現代 台湾の国家暴力の実態に迫るものであり、私 なりに力をつくした論文である。

第3章「済州四・三事件から見た大量虐殺事件の清算と和解」は平和学会の30周年記念論集(内海愛子・山脇啓造編『グローバル時代の平和学 歴史の壁を超えて一和解と共生の平和学』第3巻 法律文化社 2004)に掲載したもので、済州4・3事件真相究明・名誉回復法における4・3事件の性格規定、すなわち事件が国家暴力によるものであるのか否か、加害者と被害者が誰であるのかを争う、被害民衆と保守支配者とのせめぎあいにおける法的論点を、大法院(最高裁)判決の批判的分析を通じて明らかにしたものである。

第4章、第5章、第7章は、金大中政権時 代の日韓関係および閉塞した日本の対朝鮮半 島・北朝鮮政策を、包容(太陽)政策をキー ワードにして読み解いたものであり、日本外 交の限界や孤立性を浮き彫りにしたものであ る。第6章「日本の国家主義、韓国の民族主 義小考」(『部落』12月号、部落問題研究所 1999) は、本学学生たちと協力して、日韓の 大学生1000余名を対象に実施した、国旗国 歌に関する設問調査を分析し、そこからナシ ョナリズムの両義性を論じたものである。第 8章「韓中高句麗歴史認識論争の認識」(松野 周次・徐勝・夏剛編『東北アジア共同体への 道一現状と課題一』文眞堂、2006 所収) は、 韓国と中国の間に巻き起こった高句麗の歴史 主権をめぐる不毛な論争を分析しながら、東 アジアの運命に至大な影響を及ぼす中国の国 家アイデンティティと中国東北の国際政治的 位置に対して考究したものである。第9章「済 州島海軍基地設置反対運動を通して見る韓国 の平和運動 | は、大久保史郎教授退任記念論 集に寄せた論文を再収録した。済州江汀(カ ンジョン) 海軍基地設置反対闘争は現在進行 形であり、かつて国家の聖域であった安全保 障問題に対して住民が強い発言権を行使する 韓国の平和運動の新しい展開を考察した。こ

こで普天間米軍基地の辺野古移転の問題と響きあう「住民の安全保障」という新しい安全保障概念を提案した。第10章「開発と人権」(『立命館大学国際地域研究』七、1995年)は、私の非常勤講師時代の論文であり、西欧が主張する普遍的人権論とアジア的人権論との対立の本質を考えた。第11章「韓国の政治犯と思想転向制度」は龍谷大学法学会での講演録であるが、私が体験した監獄を法制度的に体系的に述べたものである。最後の章は、2010年12月に行われた東京地裁での靖国合祀取消裁判での意見書である。ここには、2005年以来、関わってきた靖国反対東アジア共同行動における私の思考の一端が表明されている。

戦争、核、経済危機のなかで大混乱のなか にある世界がどこに行くのか、特に世界の政

と ADR l

治・経済の牽引車たるべき東アジアは自らの アイデンティティを確認し協働してゆけるの か、民衆の奪われた権利の回復における正義 は実現されるのかなどにかかわる、新しいグ ランドセオリーの模索が渇求されている現 在、現実社会を分析し方向を指し示す社会科 学の責務は重く大きい。また朝鮮半島の平和、 和解・協力を達成して、分断と対立を乗り越 えて、あたらしい東アジア世界を展望する課 題に応答が急がれている。

このような状況に本書が微力ながらも一石を投じることができるとするなら、ひとえに立命館大学法学叢書として位置づけ、出版助成をしていただいた二宮周平法学部長ならびに先輩・同僚の皆さんの厚意の賜物であると感謝している。

(そ すん・比較人権法)

Media
Coverage

### 法学部定例研究会

2012年1月~3月

### ■法学部定例研究会:

12年2月 7日	博士論文公聴会:金子博氏「共同正犯の再構成―過失犯と不作為犯の共同
	正犯を素材として一」、中村悠人氏「刑罰の正当化根拠に関する一考察―日
	本とドイツにおける刑罰理論の展開一」
12年2月11日	博士論文公聴会:金成恩氏「代理懐胎問題の現状と解決の方向性―日韓の
	比較を通じて一」
12年2月15日	博士論文公聴会:松倉治代氏「刑事手続における Nemo tenetur 原則―ドイ
	ツにおける展開を中心として―」
12年3月 6日	ランチタイム法政研究会:野口雅弘氏「法学者マックス・ウェーバー?」
12年3月14日	比較民事訴訟法研究会:Thomas Sutter-Somm 氏「スイス連邦民事訴訟法











『国際人権法の国内的実施』 『国際人権法の国際的実施』 芹田健太郎、薬師寺公夫ほか編 信山社 2011年4月 ¥11,550、¥13,440



Law Newsletter

川端博、浅田和茂、 山口厚、井田良 共著 成文堂 2011年5月 ¥3,675





立命館大学法学叢書 第 12 号 『環境法の現代的課題 -公私協働の視点から』 吉村良一 著 有斐閣 2011年8月 ¥6,510



『村井敏邦先生古稀記念論文集 人権の刑事法学』 浅田和茂ほか 編 日本評論社 2011年9月 ¥12.600



『ドイツ不法行為法』 ハイン・ケッツ、ゲルハルト・ヴァ グナー 著 / 吉村良一ほか 訳 法律文化社 2011年9月 ¥8.190



『官僚制批判の論理と心理 デモクラシーの友と敵』 中公新書 2128 野口雅弘 著 中央公論新社 2011年9月 ¥777



が無力な「分断都市」になる一』 澤井 勝、村上 弘、大阪市政調 査会 編著 公人社 2011年9月 ¥2,310



公法系訴訟実務の基礎 第2版』 中川丈久、斎藤 浩ほか 編著 弘文堂 2011年9月¥4,515



『刑法総論』 本田稔ほか 著 世界思想社 2011 年 11 月 ¥3,990



『疾風怒濤 一法律家の生涯 佐伯千仭先生に聞く』 佐伯千仭(語り手)/井戸田侃、 浅田和茂(聞き手) 成文堂 2011年11月 ¥2,310



『比較のエートス 冷戦の終焉 以後のマックス・ウェーバー』 野口雅弘 著 法政大学出版局 2011 年 12 月 ¥3,045



『コスモポリタニズム 民主政の再構築』 デヴィッド・ヘルド 著 / 中谷義和 訳 法律文化社 2011 年 12 月 ¥3,990



『行政と国民の権利 水野武夫先生古稀記念論文集』 水野武夫先生古稀記念 論文集刊行委員会 編 法律文化社 2011 年 12 月 ¥15,750



『文明と野蛮を超えて 一わたしたちの東アジア 歴史・人権・平和宣言』 徐 勝ほか 編 かもがわ出版 2011 年 12 月 ¥2,940



『性的マイノリティ判例解説』 谷口洋幸ほか 編著 / 二宮周平ほか 著 信山社 2011年 12月 ¥3,990



『量刑法の基本問題―量刑理論 と量刑実務との対話』 ヴォルフガング フリッシュ、 浅田和茂ほか 編著 成文堂 2011 年 12 月 ¥5,250



『テキストブック 法と国際社会』 徳川信治、西村智朗 編著 湯山智之、樋爪誠ほか 著 法律文化社 2012 年 2 月 ¥2,520

